

## 危険ブロック塀等改善補助制度を開始します！

千葉市では、平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震により、コンクリートブロック塀が倒壊し、尊い命が失われたことを受け、個人の所有者などを対象として、危険なブロック塀等の撤去や軽量フェンス等の設置に係る費用の一部を補助する「危険ブロック塀等改善補助制度」を開始しますので、お知らせします。

### 1 補助の対象となるブロック塀等

本市の区域内にあり、次のすべてに該当するもの

- (1) 個人等（個人・町内自治会・マンション管理組合）が所有するもの
- (2) 通学路等に面し、高さ1.2mを超えるもの
- (3) 倒壊の危険性が高く、早急に撤去する必要があるブロック塀等と本市職員の調査により判定されたもの

### 2 補助の対象となる工事

- (1) 危険ブロック塀等の全てを撤去又は高さ40cm以下に減じる工事
- (2) 危険ブロック塀等を撤去した後に、その代替として必要となる軽量フェンス等を設置する工事

### 3 補助対象地区と補助金の交付額

市内小中学校の敷地から概ね1,500m以内の地域を対象地区とし、そのうち概ね500m以内の地域を重点地区として補助を手厚くし、危険ブロック塀等の改善を促進します。

地区区分	一般地区			重点地区		
	市内小中学校の敷地から概ね1,500m以内の地域			市内小中学校の敷地から概ね500m以内の地域		
補助率等	補助率	補助基準額	補助限度額	補助率	補助基準額	補助限度額
ブロック塀等撤去	1/2	0.8万円/m	12万円	3/4	1.2万円/m	18万円
軽量フェンス等設置	1/2	1.1万円/m	15万円	1/2	1.1万円/m	15万円

#### <補助額の算定方法>

次の①～③のうち、最も低い額（千円未満切捨）とします。

- ①対象工事費×補助率、②補助基準額×長さ（m）、③補助限度額

### 4 制度の開始日

平成30年10月22日（月）

## 5 申請手続きの流れ

事前調査申請後に市職員が現地調査を行い、補助の対象となる危険ブロック塀等に該当するかどうかを判定します。

補助対象に該当した場合には、補助金交付申請を行い、市での補助要件等の審査終了後に工事の契約・着手をしていただくとともに、平成31年2月末までに実績報告書を提出していただきます。

## 6 事前調査及び補助金交付申請の方法

### (1) 郵送

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所 防災対策課

### (2) 持参

防災対策課へ直接提出

※申請書類等は、市ホームページから印刷することができます。

【URL】<http://www.city.chiba.jp/somu/bosai/blockhojo.html>

## 7 市民等への周知

(1) 千葉市教育委員会が今年度実施した「通学路等の安全点検」で確認された、危険箇所へのリーフレット等のポスティング

(2) 町内自治会を通じた各世帯へのリーフレットの回覧

(3) ちば市政だより 11月号掲載

(4) 市ホームページ ※平成30年10月18日(木)公開

【URL】<http://www.city.chiba.jp/somu/bosai/blockhojo.html>

(5) 区役所等へのリーフレットの配架

## 8 問い合わせ先

総務局防災対策課(市役所3階)

電話 245-5113

E-mail [bosaitaisaku.GE@city.chiba.lg.jp](mailto:bosaitaisaku.GE@city.chiba.lg.jp)

## 9 添付資料

啓発用リーフレット「まずは点検あなたの塀は安全ですか？(千葉市危険ブロック塀等改善補助事業)」